

三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会条例

平成十四年三月二十六日

三重県条例第六号

改正 平成一六年 三月二三日三重県条例 第五号 平成二四年 三月二七日三重県条例第六号

三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会条例をここに公布します。

三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会条例

(設置)

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第十条第一項の規定に基づく協議会として、三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会(以下「協議会」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十五人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、知事及び次に掲げる者につき知事が任命する者とする。

一 三重県公安委員会の委員長

二 関係市町の長

三 関係地方行政機関の長

四 関係道路管理者

五 学識経験を有する者

2 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 協議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(幹事)

第六条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、環境生活部において処理する。

一部改正〔平成一六年条例五号・二四年六号〕

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年三月二十三日三重県条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日三重県条例第六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。